

担 当	平成29年11月30日(木)
	【担当】
	岐阜労働局職業安定部訓練室
	訓練室長 岩田 数成
	訓練係 里見 昭嘉
	電話 058-245-1266
	FAX 058-245-3105

報道機関 各位



～ご存じですか？『ハロトレくん』！～

公的職業訓練（ハロートレーニング）のロゴマークができました！

岐阜労働局（局長 稲原 俊浩）では、公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング ～急がば学べ～」（昨年11月発表）及びロゴマーク（本年10月3日発表）を活用し、更なる周知・広報の推進に努めることとしました。

このロゴマークについては、ポスターやリーフレット、ホームページなどへの掲載のほか、キャラクター（愛称「ハロトレくん」）としても活用を進めます。



ハロートレーニング
 — 急 が ば 学 べ —



【背景】

雇用失業情勢が改善を続け、多くの産業に人手不足が広がる今だからこそ、公的職業訓練（公共職業訓練・求職者支援訓練）制度が、実りある就職又は人材確保を実現する一つの仕組みであることを、愛称・キャッチフレーズ・ロゴマーク・キャラクターの親しみやすさを活用しながら、特に、ハローワークや職業訓練実施機関等の利用者以外に対しても、広くお知らせするものです。

【今後の主な取組（既取組の拡充及び予定を含みます）】

- 1 公的サービスの提供施設（ハローワーク以外）に、職業訓練制度及びコースの案内を配架。
- 2 各戸配付の情報誌等に、職業訓練制度及びコースの情報を掲載。
- 3 報道機関や経済団体等へ、職業訓練制度等を掲載した「ハロトレ通信ぎふ」を提供。
- 4 職業訓練実施施設のメディアツアーの開催。

【その他（添付資料のご案内）】

- 1 「ハロートレーニング～急がば学べ～ ロゴマーク決定！！」（3～4 ページ）
- 2 「第4四半期ハロートレーニング開講一覧表」（5 ページ）
平成30年1～3月に開講予定のハロートレーニング（求職者支援訓練・岐阜県離職者委託訓練）です。
子育て中の女性が参加しやすい「託児サービス付き」のコースを増やしています。
- 3 「ハロートレーニング（公共職業訓練・求職者支援訓練）の全体像」（6～8 ページ）
- 4 「「人材育成支援策」のご案内（岐阜局版）」（9～14 ページ）
人材育成に取り組み事業主・事業主団体に対する支援策の総合案内です。
各支援策の県内お問い合わせ先を掲載しています。
- 5 「ハロトレ通信ぎふ 2017-秋号」（15～16 ページ）
ハロートレーニング制度、職業訓練実施機関などの紹介を中心に、年4回発行する周知広報です。
- 6 「労働市場分析レポート第78号 公的職業訓練受講者の再就職の状況について」（17～20）
公的職業訓練受講者の再就職の状況について、公的職業訓練の非受講者の状況とを、厚生労働省において比較分析したレポートで、再就職の時期、再就職の傾向、再就職後の定着状況が分析されています。

ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——

ハロートレーニング ～急がば学ベ～

ロゴマーク決定！！



ハロートレーニング

—— 急がば学ベ ——

ハロートレーニングは、
希望する職業やキャリアアップのために必要な
職業スキルや知識を習得することができる公的制度です。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省 ハロートレーニング

検索



あしたを^{ひら}拓く人を^{つく}創る
厚生労働省 人材開発統括官



ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——

ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——

ハロートレーニング

ハロトレくん



ハロトレくん基本形

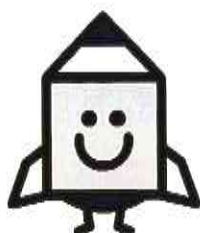


バリエーション

- コーポレートカラー ● CMYK/(M)90% (Y)100% ● RGB/(R)232 (G)56 (B)13 (#e8380d) ● DIC/565
- キャラクター顔(塗り部分) ● CMYK/(M)10% (Y)60% ● RGB/(R)255 (G)230 (B)122 (#ffe67a) ● DIC/9
- キャラクター顔以外の塗りの部分、白色が入っています。

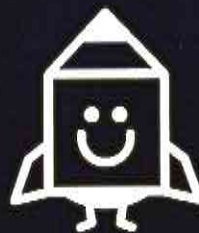
※ ロゴマークは、ハロトレくん基本形と愛称・キャッチフレーズを組み合わせたものであり、上記のバリエーションは、キャラクターとして使用する場合を想定したものであって、ロゴマークではありません。

単色用



ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——

※アミ使用例 (K100%の場合、アミ部分K15%を推奨します。)
(DIC 565の場合、アミ部分20%を推奨します。)



ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——

※白抜きでご利用の際のキャラクターは全て「塗り部分」を削除しお使いください。

第4四半期ハロートレーニング開講一覧 (H29.11.20現在)



【求職者支援訓練】

開講月	訓練科名	訓練実施機関名	定員	託児	募集期間 (開始)	募集期間 (締切)	訓練期間 (開始)	訓練期間 (終了)	実施場所
1月	ホームヘルパー養成科	(株)ディックナレッジテクノ	15	-	H29.11.14	H29.12.18	H30.1.10	H30.4.9	高山市
	パソコン営業事務科	(株)ディックナレッジテクノ	15	-	H29.11.16	H29.12.20	H30.1.24	H30.4.23	
2月	ビジネスパソコン基礎科(託児)	(株)ユニテックキャリアサポート	15	5	H29.12.20	H30.1.16	H30.2.15	H30.5.14	大垣市
	初歩から学ぶビジネスパソコン基礎科(託児)	(株)インフォファーム	15	5	H29.12.21	H30.1.24	H30.2.16	H30.5.15	岐阜市
	会計実務科(託児)	(有)GETビジネス学習館	15	3	H29.12.26	H30.1.29	H30.2.21	H30.6.20	多治見市
	ビジネスワーク基礎科	(株)メガ・トレンド	15	-	H30.1.4	H30.2.2	H30.2.28	H30.5.25	中津川市
3月	Webデザイナー科(託児)	パソコンスクールテルン	10	2	H30.1.5	H30.2.8	H30.3.6	H30.8.3	瑞穂市
	パソコン事務科(託児)	(株)インフォファーム	15	5	H30.1.18	H30.2.21	H30.3.16	H30.6.15	岐阜市
	ビジネスパソコン実践科(託児)	(株)ユニテック	15	5	H30.1.26	H30.2.16	H30.3.27	H30.6.26	大垣市

※求職者支援訓練とは、雇用保険を受給できない求職者などを対象として、厚生労働大臣の認定を受けた民間訓練機関が実施する職業訓練です。

【岐阜県離職者等委託訓練】

開講月	訓練科名	訓練実施機関名	定員	託児	募集期間 (開始)	募集期間 (締切)	訓練期間 (開始)	訓練期間 (終了)	実施場所
1月	介護員養成科(託児)	(学)飯原学園	20	5	H29.10.24	H29.12.6	H30.1.10	H30.4.9	岐阜市
	情報ビジネス科(託児)	(株)ロジックソリューションズ	20	5	H29.11.27	H30.1.12	H30.1.31	H30.4.26	
	医療・調剤・介護事務科(託児)	(株)ユニテック	20	5	H29.11.20	H30.1.5	H30.1.31	H30.5.30	大垣市
	情報ビジネス科	(株)インテックス	20	-	H29.11.16	H29.12.28	H30.1.30	H30.4.27	美濃加茂市
2月	ゼロから始めるCAD機械設計科(託児)	(株)ロジックソリューションズ	15	3	H29.12.21	H30.2.7	H30.2.27	H30.7.26	岐阜市
	IT中級科(託児)	(株)ユニテックキャリアサポート	20	5	H29.11.21	H30.1.9	H30.2.1	H30.4.27	大垣市
3月	総務・経理事務科(託児)	(学)飯原学園	20	5	H30.1.9	H30.2.20	H30.3.13	H30.7.12	岐阜市
	パソコン・簿記マスター科(託児)	(株)ユニテック	15	5	H29.12.22	H30.2.8	H30.3.6	H30.7.5	大垣市
	医療・調剤・介護事務科(託児)	(株)ユニテック	20	5	H30.1.23	H30.3.6	H30.3.30	H30.7.27	
	介護員養成科	(株)アクティブワン	20	-					
	介護員養成科	(株)ディックナレッジテクノ	15	-					高山市

※岐阜県離職者等委託訓練とは、職業能力の開発を必要とする求職者を対象とし、県が設置する公共職業能力開発施設及び県が委託した民間訓練機関が実施する訓練です。



ハロートレーニング
—— 急がば 学べ ——

ハロートレーニング(公共職業訓練・求職者支援訓練)の全体像

公共職業訓練

- (1)対象:ハローワークの求職者 主に雇用保険受給者
(2)訓練期間:概ね3月～1年
(3)給付金:雇用保険法に基づく各種手当
(基本手当+受講手当(500円/訓練日)+通所手当+寄宿手当)を支給
※訓練を受講する場合、基本手当給付日数の延長措置あり
(4)実施機関

〇国(ポリテクセンター)

主にものづくり分野の高度な訓練を実施(金属加工科、住宅リフォーム技術科等)
【運営費】交付金

〇都道府県(職業能力開発校)

地域の実情に応じた多様な訓練を実施(木工科、自動車整備科等)
【運営費】交付金+都道府県費

〇民間教育訓練機関等(都道府県からの委託訓練)

事務系、介護系、情報系等モデルカリキュラムなどによる簡易な訓練を実施
【運営費】委託費:標準上限6万円/人月
※一部コースにおいて、訓練修了者の就職率に応じて委託費の額に差を設け、就職へのインセンティブを高めている(5万円～7万円/人月)

求職者支援訓練

- (1)対象:ハローワークの求職者 主に雇用保険を受給できない方
(2)訓練期間:2～6か月
(3)給付金:職業訓練受講給付金
(受講手当(月10万円)+通所手当+寄宿手当)の支給
※本人収入が月8万円以下等、一定の要件を満たす場合
(4)実施機関

〇民間教育訓練機関等(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)

【運営費】訓練実施機関に対する奨励金

<実践コース> 訓練修了者の就職率に応じて奨励金の額に差を設け、就職へのインセンティブを高めている(5万円～7万円/人月)
<基礎コース> 受講者数に応じた定額制(6万円/人月)

実践コースの主な訓練コース

- ・介護系(介護福祉サービス科等)
- ・情報系(Webクリエイター養成科等)
- ・医療事務系(医療・調剤事務科等)等



ジョブ・カードを活用し、訓練実施機関(注:一部は職業紹介の許可を取得)とハローワークで連携して就職支援を実施。

- (1)対象:在職労働者(有料)
(2)訓練期間:概ね2日～5日
(3)実施機関:〇国(ポリテクセンター) 【運営費】交付金

〇都道府県 【運営費】交付金+都道府県費

- (1)対象:高等学校卒業者等(有料)
(2)訓練期間:1年又は2年
(3)実施機関:〇国(ポリテクカレッジ) 【運営費】交付金
〇都道府県 【運営費】交付金+都道府県費

平成27年度 公共職業訓練実績 (確定値)	合計		国(ポリテクセンター等)		都道府県	
	受講者 数(人)	就職 率	受講者 数(人)	就職率	受講者数 (人)	就職率
離職者訓練	127,807	—	29,716	—	98,091	—
うち施設内	37,829	85.7%	28,838	87.2%	8,991	81.9%
うち委託	89,978	75.0%	878	83.6%	89,100	74.9%
在職者訓練	107,604	—	56,873	—	50,731	—
学卒者訓練	17,877	96.8%	5,655	99.3%	12,222	96.1%
合計	253,288	—	92,244	—	161,044	—
平成28年度求職者支援訓練 実績 受講者数合計:32,304人 (基礎コース)10,447人 就職率:58.8% (実践コース)21,857人 就職率:62.6% ※就職率は平成28年4月から平成28年9月末までに終了した訓練コースの実績						
						20

離職者向け(無料(テキスト代等は実費負担))

在職者
向け

学卒者
向け

求職者支援制度

- 雇用保険を受給できない求職者を対象とした第2のセーフティネットである求職者支援制度が23年10月からスタート
- 求職者支援制度では、ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、対象者の早期就職を支援

＜職業訓練の様子＞



制度の概要

対象者： 雇用保険を受給できない者で、就職を希望し支援を受けようとする者

＜例＞雇用保険の受給終了者、雇用保険の適用がなかった者、学卒未就職者、自営廃業者等 など

求職者支援訓練： 民間教育訓練機関の実施する就職に資する訓練を認定

＜訓練の種類＞ 実践コース（就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を付与する訓練）

基礎コース（社会人としての基礎的能力及び短時間で習得できる技能等を付与する訓練）

受講者に対する職業訓練受講給付金： 一定の要件に該当する場合には、訓練期間中に給付金を支給

（受講手当（月10万円）＋通所手当＋寄宿手当）

訓練実施機関に対する奨励金：

実践コース訓練は受講者数に応じた額に加え、就職実績に応じた額を支給
基礎コース訓練は受講者数に応じた額を支給

ハローワークによる支援

訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前における求職者へ制度の周知、意欲や適性を見極めた上での就職に結びつく訓練への誘導、訓練期間中から訓練修了後における就職支援などのサービスを、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、一貫して提供
- 訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成。訓練期間中から訓練修了後において、毎月1回の定期的な来所を求め、職業相談による支援と給付金の支給手続きをあわせて実施（必要に応じ担当者制で支援）

求職者支援訓練

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、基礎的技能から実践的技能等を一括して付与する職業訓練を実施

※受講者の多様な状況に対応できるよう、社会人としての基礎的能力と短時間で習得できる技能等を付与する訓練も実施

- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた職業訓練実施計画に基づき、認定基準に適合した、就職に資する訓練を厚生労働大臣が認定
- 訓練期間：2～6か月
- 実施機関：民間教育訓練機関等（※訓練の実施について奨励金を支給）

職業訓練受講給付金

- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、訓練の受講を容易にするための給付金を支給

- ① 給付要件：
 - (1) 支援対象者の月の収入が8万円以下
 - (2) 世帯の月の収入が25万円以下
 - (3) 世帯の金融資産が300万円以下
 - (4) 現に居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していない
 - (5) 訓練の全ての実施日に訓練を受講している
(やむを得ない理由により受講しなかった実施日がある場合は、8割以上受講)
 - (6) 世帯に他に当該給付金を受給し、訓練を受講している者がいない

- ② 給付額：1月当たり 受講手当（10万円）＋通所手当＋寄宿手当
- ③ 手続等：月に1回ハローワークに来所し、前月の訓練の出席状況等を確認して支給
- ④ 適正な給付のための措置：不正受給額（3倍額まで）の納付・返還のペナルティ

人材育成に取り組む事業主を支援します！ 「人材育成支援策」のご案内

厚生労働省では、人材育成に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するために、さまざまな支援策を用意しています。平成29年度からの新設・拡充項目もご案内していますので、従業員のキャリアアップを図る際には、ぜひご活用ください。

<さまざまな人材育成支援策>

人材育成全般の基盤を
整備したい

キャリアコンサルティング
(セルフ・キャリアドック)

→ P.2

ジョブ・カード

→ P.2

人材を
採用したい

基礎的な職業能力を
身につけている人材を
採用したい

ハロートレーニング経験者の採用

→ P.3

従業員を
育成したい

従業員
育成費用の
助成を
受けたい

正規
雇用労働者
向け

非正規
雇用労働者
向け

人材開発支援助成金

→ P.4

キャリアアップ助成金

→ P.3

従業員の
指導が
できる場・
人材がない

訓練の
場を提供

講師を派遣

ハロートレーニング

→ P.5

認定職業訓練

→ P.5

ものづくりマイスター

→ P.5

従業員の訓練カリキュラム
を相談したい

職業能力開発サービスセンター

→ P.5

自己啓発に
取り組む従業員を
支援したい

自己啓発を行う従業員に
助成制度を紹介したい

教育訓練給付金

→ P.6



人材育成全般の基盤を整備したい

キャリアコンサルティング（セルフ・キャリアドック）

◆キャリアコンサルタント（国家資格）による「キャリアコンサルティング」

キャリアコンサルタントは、労働者のキャリアプランや能力開発に関する助言・指導（キャリアコンサルティング）を行う専門家で、平成28年4月から国家資格になり、守秘義務などが課せられています。これによって、**職業に関する相談を今まで以上に安心してできます。**

企業では、キャリアコンサルティングを通じて、社員の人材育成（職業能力向上）や若手社員の定着支援など、特定の社員層に関する課題の解決などに結びつけることが可能です。

◆定期的なキャリアコンサルティング＝「セルフ・キャリアドック」

「セルフ・キャリアドック」とは、労働者がキャリア形成を行うにあたって重要となる「気づき」を支援するために、年齢、就業年数、役職などの節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組みのことをいいます。

入社時や役職登用時、育児休業からの復職時など、企業ごとに効果的なタイミングでキャリアコンサルティングを受ける機会を従業員に提供することで、従業員の職場定着や、働く意義の再認識を促すことを目的とします。また、企業にとっても、人材育成上の課題や従業員のキャリアに対する意識の把握、ひいては生産性向上につながるといった効果が期待されます。

政府では、このセルフ・キャリアドックを、企業におけるキャリアコンサルティングの導入促進策として推奨しており、自社の従業員に対してセルフ・キャリアドックを実施する事業主は、「**人材開発支援助成金（キャリア形成支援制度導入コース）**」を受給できる場合があります（P.4参照）。



人材開発支援助成金を活用してセルフ・キャリアドック制度の導入を希望される場合は、**ハローワーク、岐阜労働局助成金センター 058-263-5650**へ

ジョブ・カード

◆個人のキャリアプランを踏まえた能力開発を促進するために。

ジョブ・カードは、「（１）生涯を通じたキャリア・プランニング」および「（２）職業能力証明」のためのツールとして、生涯を通じて活用することができます。

事業主が人材育成を行う際にジョブ・カードを活用することで、従業員のキャリア形成上の課題の把握や、それらを踏まえた能力開発を推進することができます。

また採用活動にあたって、能力証明のツールでもあるジョブ・カードを、通常の履歴書と組み合わせることで、応募者の職業能力に関する情報をより多く知ることができます※１。

（※１：応募書類としてのジョブ・カードの活用は、求職者の判断で行われるものです）

なお、自社の従業員に対してジョブ・カードを活用した人材育成を実施する事業主は、「**キャリアアップ助成金（人材育成コース）**」や「**人材開発支援助成金**」を受給できる場合があります（P.3、P.4参照）。

ジョブ・カード制度総合サイトでは、ジョブ・カードの活用を支援するさまざまな情報・ツールを掲載していますので、ぜひご覧ください。<http://jobcard.mhlw.go.jp/>



詳しくは、**ハローワーク、岐阜県地域ジョブ・カードセンター 058-215-6608**
岐阜県地域ジョブ・カードサポートセンター 0574-24-0122へ

人材を採用したい

ハロートレーニング経験者の採用

国や都道府県では、離職者などが再就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練（愛称：ハロートレーニング）を行っています。平成27年度の総受講者数は約13万人で、訓練分野も多岐にわたります。

ハローワークで求人申込みを行う際には、**ハロートレーニング経験者の採用**をご検討ください。

【分野別 離職者向けハロートレーニング受講者数（平成27年度）】



詳しくは、ハローワークへ



従業員を育成したい

キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の人材育成を実施した事業主に助成します。

助成内容		助成額											
		注：()内は大企業の額、< >内は生産性の向上が認められる場合の額											
人材育成 コース	有期契約労働者などに下記の訓練を行った場合に助成	◆教育訓練機関などにおける座学〔1人当たり〕 賃金助成：1 h 当たり 760円<960円>（475円<600円>） 経費助成：実費※2 ※2：訓練時間数に応じて1人当たり次の額を限度											
	◆一般職業訓練※1 （教育訓練機関などにおける座学） ※1：育児休業中訓練および中長期的 キャリア形成訓練を含む												
	◆有期実習型訓練 （「ジョブ・カード」を活用した教育訓練機関などにおける座学と企業における実習を組み合わせた3～6か月の職業訓練）												
		<table><tr><th></th><th>一般職業訓練 有期実習型訓練</th><th>（有期実習型訓練後に 正規雇用等に転換 された場合）</th></tr><tr><td>100 h 未満</td><td>10万円(7万円)</td><td>15万円(10万円)</td></tr><tr><td>100 h 以上200 h 未満</td><td>20万円(15万円)</td><td>30万円(20万円)</td></tr><tr><td>200 h 以上</td><td>30万円(20万円)</td><td>50万円(30万円)</td></tr></table>		一般職業訓練 有期実習型訓練	（有期実習型訓練後に 正規雇用等に転換 された場合）	100 h 未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)	100 h 以上200 h 未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)	200 h 以上	30万円(20万円)
	一般職業訓練 有期実習型訓練	（有期実習型訓練後に 正規雇用等に転換 された場合）											
100 h 未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)											
100 h 以上200 h 未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)											
200 h 以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)											
	◆企業における実習〔1人当たり〕 実施助成：1 h 当たり 760円<960円>（665円<840円>）												



詳しくは、ハローワーク、岐阜労働局助成金センター 058-263-5650へ

従業員を育成したい

人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、人材育成制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

◆平成29年度からの主な拡充内容

- ・特定訓練コースについて、助成対象時間の要件を20時間以上から10時間以上に緩和するとともに、支給限度額の上限を1,000万円としました。
- ・企業の労働生産性の向上が認められる場合、助成率・助成額を引き上げることとしました。
- ・事業主団体等が実施する訓練について、特定訓練コースまたは一般訓練コースの要件を満たす全ての訓練を助成対象としました。

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：（ ）内は中小企業以外	
				生産性の向上が認められる場合
訓練関連				
特定訓練コース	中小企業以外 中小企業 事業主団体等	以下の訓練について助成 ・労働生産性の向上に直結する訓練 ・一定の要件（＊）を満たす雇用型訓練（認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練）、若年労働者への訓練、熟練技能者による技能承継訓練等 （＊）訓練時間10時間以上 等	[OFF-JT] ・経費助成 45(30)% 【60(45)%※ ¹ 】 ・賃金助成 760(380)円 [OJT※ ²] ・実施助成 665(380)円 〈助成額は最大1,000万円〉	[OFF-JT] ・経費助成 60(45)% 【75(60)%※ ¹ 】 ・賃金助成 960(480)円 [OJT※ ²] ・実施助成 840(480)円
一般訓練コース	中小企業 事業主団体等	特定訓練コース以外の訓練について助成	[OFF-JT] ・経費助成 30% ・賃金助成 380円 〈助成額は最大500万円〉	[OFF-JT] ・経費助成 45% ・賃金助成 480円
制度導入関連				
キャリア形成支援 制度導入コース	中小企業	セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇等制度を導入し、実施した場合に助成	・制度導入助成 47.5万円 〈業界検定制度にのみ助成額の上限あり （最大1,000万円）〉	・制度導入助成 60万円
職業能力検定 制度導入コース		技能検定合格報奨金制度、社内検定制度、業界検定制度※ ³ を導入し、実施した場合に助成		

※1 以下の場合に適用されます。

- ・雇用型訓練において、建設業、製造業、情報通信業その他高度で実践的な訓練の必要性の高い分野（特定分野）の場合
- ・若者雇用促進法に基づく認定事業主またはセルフ・キャリアドック導入企業の場合

※2 特定分野認定実習併用職業訓練、認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練に限ります。

※3 業界検定制度の導入に係る助成対象は、事業主団体等（経費助成2/3）です。



詳しくは、ハローワーク、岐阜労働局助成金センター 058-263-5650へ

従業員を育成したい

ハロートレーニング・認定職業訓練



◆ポリテクセンターなどでの在職者向けハロートレーニング

在職者を対象に、ものづくり分野について、2～5日間の集中的なハロートレーニング（職業訓練）を実施しています。既存の訓練コースの他、オーダーメイド型の訓練も実施します。また、ポリテクカレッジでは、主に若手・中堅社員の方向けに、長期間（2年間）のハロートレーニングも実施しています。



詳しくは、**ポリテクセンター岐阜 0572-54-7155**
東海職業能力開発大学校 援助計画課 0585-34-3602へ

◆認定職業訓練施設での在職者向け訓練

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

【主な訓練科】 建築・土木関係、金属・機械加工関係、理美容関係 など



詳しくは、**岐阜県商工労働部労働雇用課 058-272-8412**へ

ものづくりマイスター

製造業・建設業の職種で優れた技能、経験を備えた「ものづくりマイスター」が実践的な実技指導を行い、若年技能者のスキルアップをお手伝いします。

最適なものづくりマイスターを選定し、企業に派遣します。

【主なものづくりマイスター対象職種】

機械加工、建築大工、造園、和裁、塗装 など

【ものづくりマイスターの認定人数（平成28年度まで）】

8,519人（全国）



詳しくは、**岐阜県職業能力開発協会 マイスターステーションぎふ 058-379-0521**へ

職業能力開発サービスセンター

社会保険労務士や中小企業診断士などの資格を持つ人材育成コンサルタントを無料で派遣し、**企業のご希望に応じた人材育成計画などの策定についての助言**を行います。

また、下記の専門スタッフがキャリア支援のための相談・助言を無料で行います。

- ・キャリア開発アドバイザー（企業相談）
- ・人材育成コンサルタント（企業訪問）
- ・キャリア形成サポーター（キャリアコンサルティング）

【助言指導・情報提供数の実績（平成27年度）】

約29万件



詳しくは、**中央職業能力開発協会 03-6758-2820**へ

自己啓発に取り組む従業員を支援したい

教育訓練給付金

＜平成26年10月から「専門実践教育訓練」を創設＞

自ら費用を負担して自己啓発に取り組む従業員への支援策があります。
自己啓発に取り組む従業員にご紹介ください。

対 象	雇用保険の一般被保険者または一般被保険者だった人で、一定の条件を満たす人が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了などした場合
支給額	◆一般教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円） ◆専門実践教育訓練 ① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の40%に相当する額 （年間上限32万円、訓練期間は最大で3年間のため最大96万円） ② 資格取得などをして、修了から1年以内に一般被保険者として再就職またはすでに雇用されている場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%を追加給付 ※①と②の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の60%に相当する額 （年間上限48万円、訓練期間は最大で3年間のため、最大144万円） ※受講開始前に専門のキャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードまたは専門実践教育訓練の受講について、事業主が承認したことの証明書を添付して事前の手続を行う必要があります。

■ 自社の従業員が専門実践教育訓練を受講することを支援する事業主は、「キャリアアップ助成金（人材育成コース）」や「人材開発支援助成金（特定訓練コース）」を受給できる場合があります（P.3、P.4参照）。

■ 一般教育訓練と専門実践教育訓練の指定講座については、お近くのハローワークで閲覧できるほか、インターネットの「教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム（http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_M_kensaku）」でもご覧になれます。

→ → →

詳しくは、ハローワークへ

シロの ハロトし通信ぎふ

2017-秋号

岐阜労働局〔訓練室〕

〒500-8723

岐阜市金竜町5-13

岐阜合同庁舎4F

☎058-245-1266

☆職業訓練の基礎知識☆

～ ハロートレーニング（在職者訓練）編 ～

ハロートレーニング（公的職業訓練）

離職者向け訓練

在職者訓練

学卒者訓練

在職労働者対象の概ね2日～5日の訓練

- ポリテクセンター岐阜（高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部）
- 東海職業能力開発大学校（高齢・障害・求職者雇用支援機構）
- 国際たくみアカデミー（岐阜県）
- 木工芸術スクール（岐阜県）
- 生産性向上人材育成支援センター（高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部）

ハロートレーニングの
ロゴマークが決定しました!!



ハロートレーニング

—— 急がば学べ ——

《 在職者訓練とは 》

文字どおり就職されている方を対象としている訓練です。

働きながら無理なく学ぶことができるように訓練期間が短く設定されています。

訓練には、実施機関が公募しているレディーメイド型セミナーのほか、事業主や事業主団体の要望により実施するオーダーメイド型セミナーがあります。

受講申込みは、開講4週間前までに各訓練実施校に直接申込みを行います。

～ ポリテクセンター岐阜(☎0572-54-7155)・東海職業能力開発大学校(☎0585-34-3602)で行われる訓練 ～

- ◆機械系、管理系、電気・電子・情報系の訓練
- ◆初級から指導者レベル
- ◆受講料は有料

～ 国際たくみアカデミー(☎0574-25-2423)・木工芸術スクール (☎0577-32-1143) ～

- ◆人事・労務系、生産管理系、機械系、電気系、建築系、木工系の訓練
- ◆初級程度（新卒社員～主任クラス）
- ◆受講料は、無料

ただし、企業ニーズ型オーダーメイド訓練については、消耗品などは企業負担となります。

～ 生産性向上人材育成支援センター(☎058-265-5800) H29.4開設 ～

- ◆中小企業等の生産性向上に関するニーズに対応した訓練

各企業等における課題を洗い出し訓練カリキュラム等を決定するため、訓練実施までに時間がかかる場合があります。

- ◆受講料は、有料

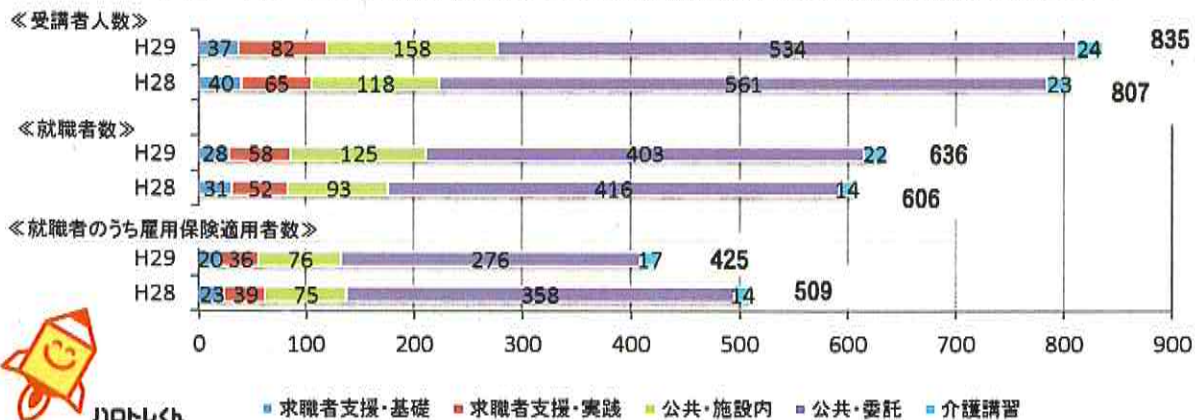
現在(12月下旬まで)募集中の公的職業訓練一覧

番号	種別	訓練科目	実施場所	託 完	募集期間		訓練期間		期 間
					開始	終了	開始	終了	
1	第1種	ゼロから始める就職サポート科	岐阜市	○	10/17	11/15	12/5	1/31	2
2	第2種	介護員養成科		○	10/24	12/6	1/10	4/9	3
3	第3種	IT技術習得訓練科		○	11/1	12/15	1/11	3/29	2.5
4	第4種	総合オペレーション科	勢多原市	○	10/5	11/15	12/7	3/6	3
5	第5種	webプログラミング科		○	10/9	12/1	12/26	6/25	6
6	第6種	情報ビジネス科		○	11/10	12/28	1/30	4/27	3
7	第7種	ビジネスパソコン基礎科	大垣市	○	10/31	11/30	12/27	3/26	3
8	第8種	パソコン・事務総合科	多治見市	○	10/12	11/24	12/10	4/18	4
9	第9種	CAD/CAM技術科	土岐市	○	10/16	11/30	1/5	6/28	6
10	第10種	電気設備技術科		○	10/16	11/30	1/5	7/27	6
11	第11種	機械加工技術科		○	11/6	11/30	1/5	6/28	6
12	第12種	金属加工技術科		○	10/16	11/30	1/5	7/27	7
13	第13種	建築CAD・インテリア科		○	10/16	11/30	1/5	7/27	7
14	第14種	金属加工技術科		○	11/15	12/27	2/2	7/27	6
15	第15種	建築CAD・インテリア科		○	11/15	12/27	2/2	7/27	6
16	第16種	電気設備技術科		○	12/5	12/27	2/2	7/27	6

訓練終了間近(11月中旬～12月下旬)の公的職業訓練一覧

番号	種別	訓練科目	身につけた主なスキル	実施場所	募集期間	募集開始	募集終了	訓練期間
1	第1種	パソコン事務科	MSO検定、日商PC検定	岐阜市	○	8/23	11/22	3
2	第2種	不動産ビジネススキル養成科	宅地建物取引士、3級FP技能検定	岐阜市	○	7/3	12/1	5
3	第3種	ゼロから始めるパソコン・ビジネス基礎科	MSO検定	岐阜市	○	9/5	12/1	3
4	第4種	総合オペレーション科	車両検査設備、フォークリフト、車検付、小型移動式クレーン、高圧作業車、ガス溶接、床塗装作業技能検定	岐阜市	○	9/7	12/6	3
5	第5種	webプログラミング科	ITパスポート、基本情報、Webクリエイター能力認定試験	岐阜市	○	6/22	12/21	6
6	第6種	医療・調剤・介護事務科	医療事務管理士、調剤事務管理士、介護事務管理士	岐阜市	○	7/28	11/27	4
7	第7種	経務・経理事務科	日商簿記2級、MSO検定、日商PC検定	大垣市	○	8/1	11/30	4
8	第8種	IT中級科	MSO検定、日商PC検定	岐阜市	○	10/4	12/28	3
9	第9種	パソコン・事務総合科	日商簿記3級、3級FP技能検定、コンピュータサービス技能検定3級	多治見市	○	6/4	12/1	4
10	第10種	機械加工技術科	研削加工の取り扱える業務に係る特別教育終了証、機械加工技能検定	土岐市	○	6/6	12/27	7
11	第11種	CAD/CAM技術科	CAD利用技術者試験	土岐市	○	7/4	12/27	6
12	第12種	機械加工技術科	研削加工の取り扱える業務に係る特別教育終了証、機械加工技能検定	土岐市	○	7/4	12/27	6
13	第13種	パソコン事務科	P検3級	高山市	○	8/25	11/24	3.0
14	第14種	IT技術習得訓練科	パソコン技能検定試験	高山市	○	10/3	12/15	2.5
15	第15種	介護員養成科	介護職員初任者研修終了証	関市	○	8/22	11/21	3
16	第16種	ビジネスワーク基礎科	MSO検定、日商簿記3級	中津川市	○	8/31	11/20	3

～ハロートレーニング受講者の76.2%の方が訓練終了3か月以内に就職しています！～



[公的職業訓練の受講者数と終了後3か月以内の就職件数・9月末現在]

職業訓練終了後3か月以内の就職状況について、終了日から6か月を経過したものを確定値として集計しています。

そのため、この統計グラフは、次に示した期間を対象としています。

◇H28・・・平成27年10月1日～平成28年3月31日に終了した公的職業訓練の受講者及び就職者

◇H29・・・平成28年10月1日～平成29年3月31日に終了した公的職業訓練の受講者及び就職者

施設内訓練

県立国際たくみアカデミー

美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3545-3

☎0574-25-2423

県立国際たくみアカデミー公式HP
http://www.takumi.ac.jp/

～実践的な技能・技術や専門知識を学ぶ県立・県営の公共職業訓練施設～

職業能力開発校

- ◎専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を目指す。
- ◎訓練期間は、1年間又は2年間。
- ◎設備システム科・住宅建築科・自動車エンジニア科

- ・実技(実習)に重点を置いたカリキュラムで、実際に働く現場さながらの実習環境を提供しています。
- ・少人数のクラス編成で一人ひとりの技能・技術を伸ばすきめ細かい指導体制を整えています。
- ・就職率は、ほぼ100%を実現しています。

職業能力開発短期大学校

- ◎実践に対応できる高度な技能・技術と社会人基礎力を併せ持つ人材を目指す。
- ◎訓練期間は、2年間。
- ◎生産技術科・建築科



公的職業訓練受講者の再就職の状況について

公的職業訓練受講者の再就職の状況について、雇用保険データを用いてどのような分析ができるかを試みた。その結果は以下のとおりである。

1. 公的職業訓練受講者が再就職する時期

公的職業訓練の受講者は、訓練修了直後に最も多く就職し、修了後 1 か月以内に 3 割超の者が就職、3 か月以内では約 6 割の者が就職している。なお、非受講者（雇用保険受給者に限る。）は、受給資格決定後 1 か月以内に約 1 割の者が就職、3 か月以内で約 3 割の者が就職している（図 1）。

2. 公的職業訓練受講者の再就職の傾向

公的職業訓練の受講者は、他の産業へ移動する者の割合が高い（図 2）。他の産業に再就職するために新たなスキルを身につけるために公的職業訓練の受講を選択した可能性がある。公的職業訓練の受講者は、非正規雇用から正規雇用に移行する者の割合が高い（図 3）。

3. 公的職業訓練受講者の再就職後の定着状況

公的職業訓練の受講者は、一旦離職する場合も含めて、再就職後の雇用保険適用状態にある日数が多い傾向にある（図 4）。公的職業訓練は、企業内訓練の機会が比較的小さい非正規労働者（派遣労働者やパートタイム労働者等）が、正社員就職して職場定着することに一定の寄与をしている可能性がある。

以上のとおり、公的職業訓練は、産業間の労働力移動や、非正規労働者の正社員転換において一定の役割を果たしていることが示唆される。

なお、今回の集計は、公的職業訓練の受講者とそれ以外の者を単純比較した結果であり、各グループの属性の違いによる影響を分離できていないことに留意する必要がある。今後は、分析をより精緻なものにしていくとともに、訓練コースごとの状況についても分析を進めていくこととする。

問い合わせ先

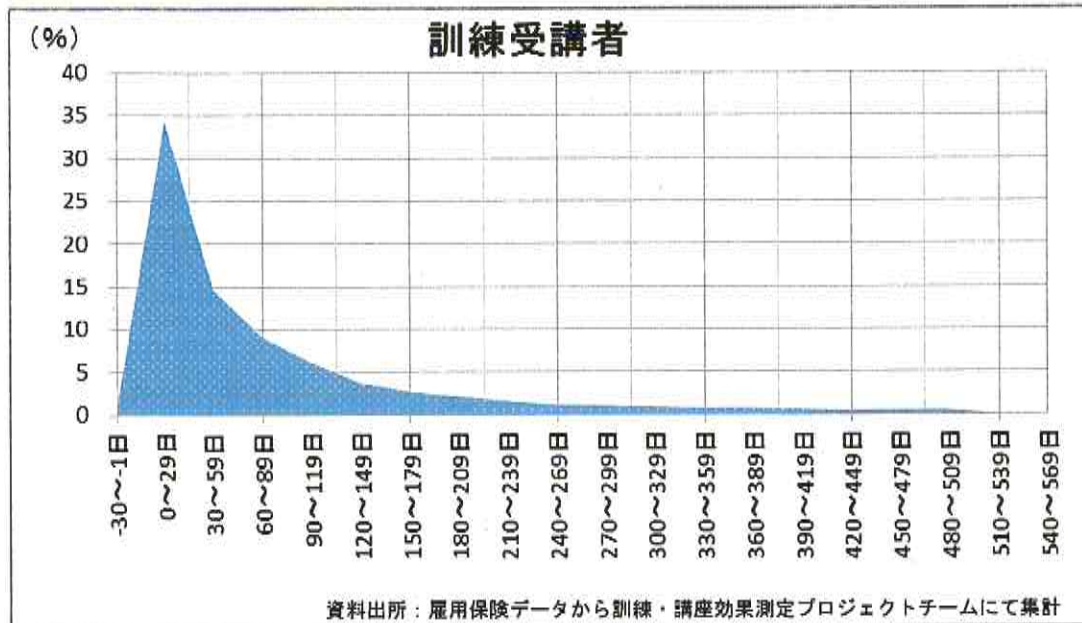
職業能力開発局能力開発課訓練企画室

松瀬・添田 直通：03-3502-6779

職業安定局雇用政策課

本川 直通：03-3502-6770

図1 公的職業訓練受講者の再就職時期分布



- ※1 基準日（グラフ上の「0日」）は、訓練受講者が訓練修了日、非受講者（参考下図）が受給資格決定日としている。
- ※2 訓練受講者と非受講者には属性上の差異があるが、今回は属性コントロールまでは行っていない。それぞれの属性内訳は末尾の表の通り。
- ※3 訓練受講者・非受講者とも集計対象者（末尾参照）のうち、各経過日数での雇用保険資格取得者の割合を示した（訓練受講者計：81.2%、非受講者計：72.0%）。

（参考）非受講者における就職時期の分布

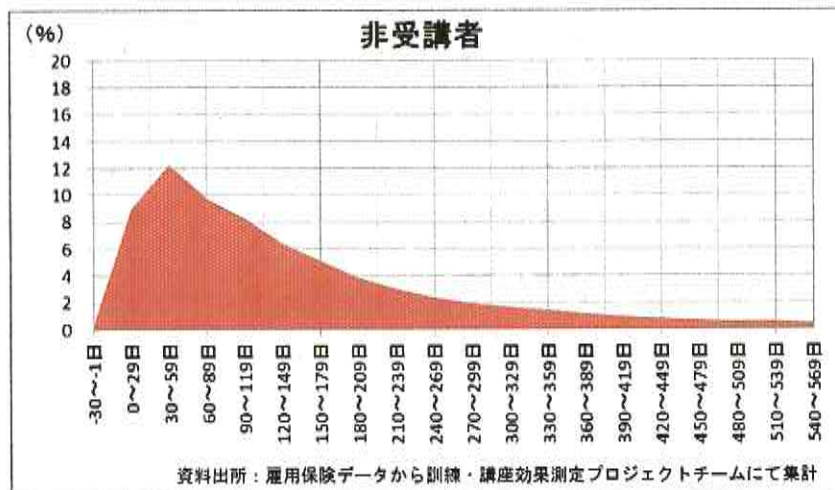
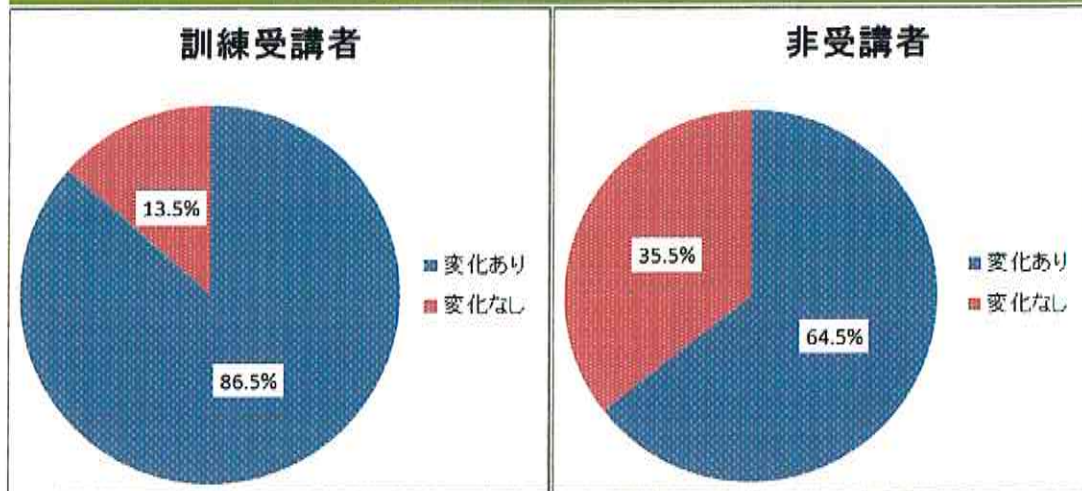


図2 再就職時に他の産業へ移動した者の割合

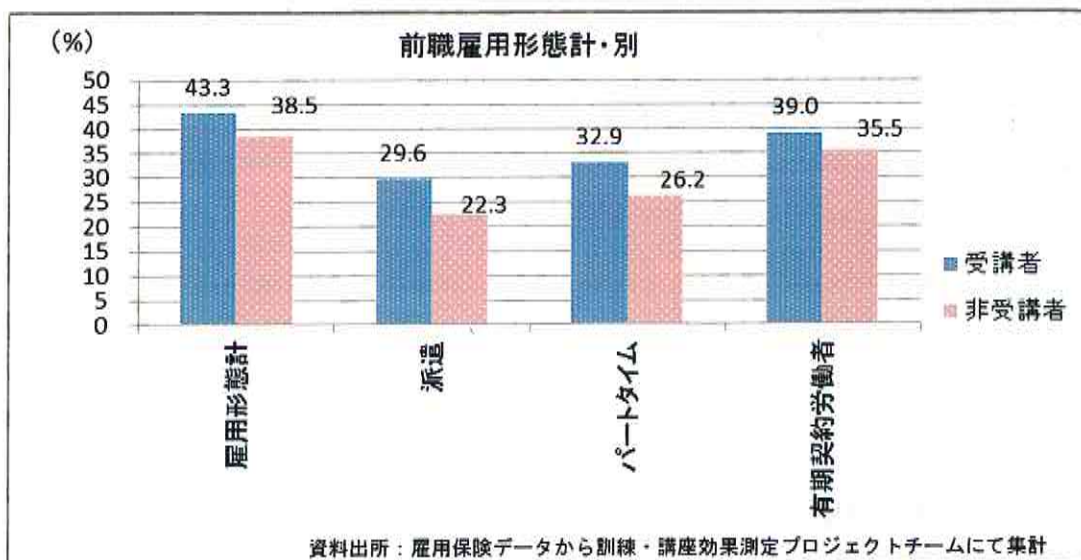


資料出所：雇用保険データから訓練・講座効果測定プロジェクトチーム

※1 集計対象は、後述の集計対象のうち、基準日（図1の※1参照）以降12月以内に資格取得した者。

※2 「他の産業へ移動した者」とは、雇用保険の資格取得をした事業所における「日本標準産業分類」の中分類が前職の事業所から変化した者とした。

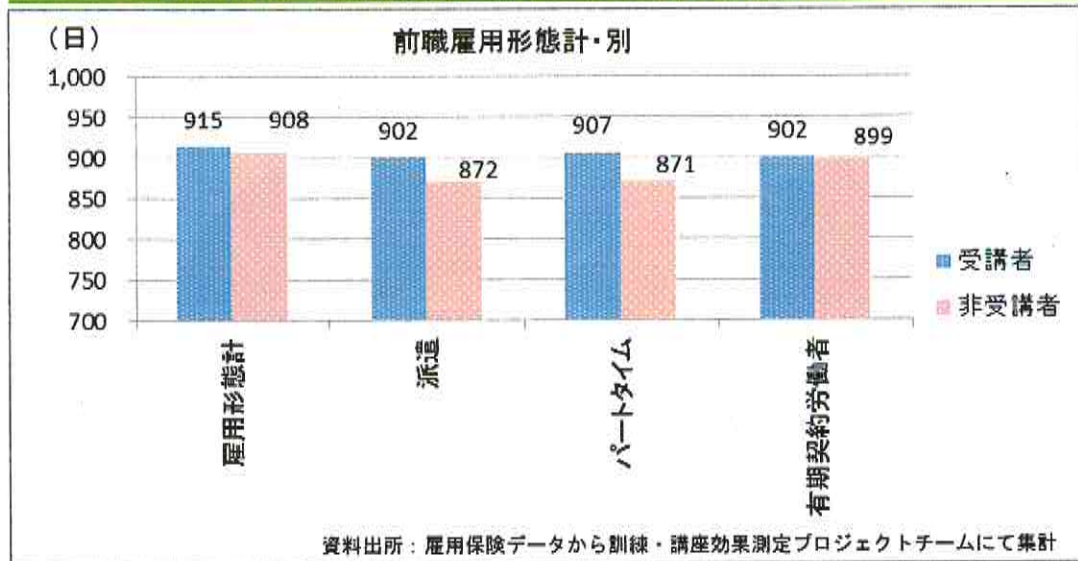
図3 再就職時に非正規雇用から正規雇用へ転換した者の割合



資料出所：雇用保険データから訓練・講座効果測定プロジェクトチームにて集計

※1 集計対象は、図2と同じ。

図4 正社員へ再就職後（3年間）の平均通算被保険者期間（日数）



※1 集計対象は、後述の集計対象のうち、2013年9月以前に再就職した者（再就職後3年間の状況を見る必要があったため）。

※2 通算被保険者期間とは、再就職以降3年以内のすべての雇用保険の資格取得について、3年間の範囲に入る被保険者期間を足しあげたもの。

注：今般の集計対象者は、次のすべてを満たす雇用保険受給資格決定者であり、その属性内訳は下表のとおりである。

①前職の資格取得が2009年4月以降、かつ離職日が2010年1月以降の者。

②基準日（図1の※1参照）が2015年3月以前の者（就職状況を見るために、基準日後一定期間を見る必要があったため）。

③前職離職日の年齢が15歳以上59歳以下の者。

		計	受講者 (n=241,118)	非受講者 (n=3,622,824)
集計対象合計		100.0	100.0	100.0
性別	男性	44.1	36.0	44.6
	女性	55.9	64.0	55.4
年齢階級	15～19歳	0.9	0.6	0.9
	20～24歳	12.4	12.3	12.4
	25～29歳	18.5	21.6	18.3
	30～34歳	15.0	18.1	14.8
	35～39歳	13.7	15.9	13.5
	40～44歳	12.1	12.9	12.1
	45～49歳	10.0	9.0	10.0
	50～54歳	8.7	5.9	8.9
	55～59歳	8.8	3.7	9.1
前職雇用形態	日雇	0.0	0.0	0.0
	派遣	8.0	10.8	7.8
	パートタイム	14.9	16.7	14.8
	有期契約労働者	19.2	24.5	18.9
	季節的雇用	11.6	0.3	12.4
	船員	0.2	0.3	0.2
	正社員等	46.0	47.4	45.9
	不明	0.0	0.0	0.0